平成２６年（フ）第５０８号
仙台市宮城野区福室６丁目19番２―108号
債務者　内出　国幸
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
仙台市青葉区中山１丁目14番29号　オリーブプラッツ201
債務者　村上　　晃
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
福島県いわき市小名浜寺廻町18番地の24　寺廻ハイツ201
債務者　草野三和子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１９４号
茨城県水戸市堀町919番地の２　ことぶきコーポＡ棟203号
債務者　入江真由美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７１号
茨城県水戸市文京１丁目８番６号
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
群馬県太田市新田木崎町1444―359レオパレスウィル207、住民票上の住所群馬県桐生市境野町７丁目1773番地の12
債務者　岩木　優子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２１８号
新潟市北区嘉山２丁目９番９号　ハイツラフィネスＢ棟102号
債務者　伊藤　哲男
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４７号
新潟市東区東明３丁目13番地６　ロワール東明Ｂ202
債務者　安達　英夫（旧姓井嶋）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８３号
新潟市東区牡丹山１丁目８番７号　ホワイトハウス102号、前住所新潟市東区藤見町１丁目４番38号　ふじみ苑206号
債務者　幸田　未来（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４２号
金沢市疋田２丁目85番地　ニューキャピタル101号、従前の住所金沢市疋田２丁目142番地
債務者　高井由美子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５１号
金沢市入江２丁目424番地　アジュール入江507号、従前の住所金沢市泉野町４丁目22番19号
債務者　荒木喜美代
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６５号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅３棟18号、従前の住所金沢市間明町２丁目17番地
債務者　小林由加里
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２７０号
金沢市千日町３―32　中島アパート203号室、住民票上の住所金沢市白菊町11番１号
債務者　おきゃんこと　木村　正枝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２７４号
金沢市田上本町29街区１番地　田上本町住宅01棟204号
債務者　白鳥　弋史
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１１０号
長野県上田市諏訪形1326番地13
債務者　坂本ジュン（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１４２号
三重県津市河芸町中別保1789番地１　セイシャルニワ103号
債務者　高野　純一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０１号
滋賀県草津市上笠２丁目30―６、住民票上の住所京都府綾部市岡安町大道19番20番合地
債務者　岡部　　忠
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大津地方裁判所民事部